

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
1	共通		<p>法制化は、以下の理由により反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な動きに逆行している ・審査対応、審査費用の発生等、新たな負担を強いる ・国際と国内の二重制度であり、自由な企業活動の阻害要因になる ・パフォーマンス向上のために現状行うべきことは、既にかかなりの程度普及しているISO14001の審査方法を向上させることであり、新たな審査制度を設けることではない ・基準化はかえって普及やレベルアップを妨げる ・第三者審査は、既に民間で行われているので、民間主導にすべき ・信頼性については読み手が判断すべき 	<p>本基準は、環境報告書の普及促進と信頼性の向上を図るため、全ての事業者の環境報告書に共通する最低限満たすべき基本的枠組みを示すことを目的として設置された環境報告書基準委員会における検討によりとりまとめられたものであり、環境報告書の法制化についてとりまとめたものではない。</p> <p>なお、法制化に関しては、中央環境審議会の「環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」において制度的枠組みの必要性が検討され、「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について（意見具申）」がとりまとめられている （http://www.env.go.jp/council/toshin/t025-h1509.pdfを参照）。</p> <p>また、この検討を踏まえて「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案」が、平成16年3月9日に閣議決定され、第159回通常国会に提出されている （http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4761を参照）。</p>
2			<p>中小企業も作成基準にのっとり報告書を作成してほしい（環境活動評価プログラムの「環境活動レポート」ではなく）、また、作成基準の対象となる事業者についての定義を求む。</p>	<p>幅広い事業者が本基準に準拠することが望ましいが、「基本的な考え方」に記したとおり、実務の状況を踏まえて一定規模以上の事業者に普及することを当面の目標としている。なお、環境省では中小事業者向けの手法として、別にエコアクション21（環境活動評価プログラム）の普及促進を図っている。</p>
3			<p>ボランティアということも明確にしてほしい。</p>	<p>環境報告書の作成及び公表の取組自体が自主的なものであり、本基準も同様である。</p>
4			<p>「作成基準」には記載項目について細部の記述がなく、結局「ガイドライン」が必要であり、これは、参考にする指針が2つあることになり利用しづらい。一本化すべきである。</p>	<p>環境報告書ガイドラインでは、記載項目は、可能であれば、記載することが望ましいものを例示しており、本基準では、環境報告書が最低限満たすべき基本的な枠組みを示したものであり、両者は役割が異なる。</p>

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
5			作成基準に提示されている8項目であれば、当然記載されるべき項目であるので差し支えないが、今後、項目が追加されることは、企業の自主的な発行物である報告書の自由度を奪うものであり、避けていただきたい。	本基準は将来的には、より幅広い利害関係者の意見を聴いて策定されていくものと想定される。
6	1. 目的		「第三者による～基準」とあるが、審査機関だけでなく、すべての第三者が使用すべき指針と解釈される。また、何のために基準を用いるのかが不明である。	ご指摘を踏まえて修正する。
7			「最低限満たすべき～を目的とする」とあるが、最低限満たすべきとしながら、「第二 環境報告書の記載事項の内容」には自由裁量の余地が多く残されており、本基準を実質的な作成基準とすることは難しいと思われる。「目的」を達成するには、最低ラインを明確に示す必要がある。	事業者が環境報告書に記載すべき内容は、事業者の業種・業態、規模等により異なり、具体的な記載項目は実務の発展によって明確になっていくものと考えられる。
8		注解1 - 1	環境が一部分となっている報告書もあり、その場合には対象期間、対象組織、事業の概況、方針などに関しては環境専用のもではなくなっているため、そうした場合の取扱や考え方にも言及したほうがよい。	作成基準の対象について、「基本的な考え方」において解説する。
9	2. 一般的報告原則	信頼性 注解2 - 2	注解2 - 2で「誤りや漏れがなく正確であること」とあるが、これだと正確性のなかに情報の網羅性が含まれるように解釈でき、その後に出てくる(項目)網羅性との関係が理解しにくくなっている(「誤り」のなかには「データの漏れ」をも含むと考えて「漏れ」を削除することも考えられる)。	ご指摘を踏まえて修正する。
10			注解2 - 2で「中立性」及び説明文の「意図的に偏った印象を与えるような表現を排除した中立的な記述がなされていること」を削除するか、または「適正な記述」とし、説明文を「意図的に事実誤認を与える表現を排除した適正な記述がなされること」と修正すべき。	中立性は、環境報告書の作成者が、環境報告書の信頼性を確保するために考慮すべき原則であり、その点において「環境報告書の表現の自由」に抵触するものではないと考えられる。

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
11		比較容易性	一般に公正妥当と認められる基準が変更された場合を除き継続性は基本的に遵守すべきとした上で、取扱いを定める必要があると考える。具体的な取扱いは、例えば1. 過年度に渡り修正し、変更した内容を具体的に開示する方法、2. 過年度は修正せず、変更した場合の内容を注記する方法のいずれかを方針として明記することを定めるなどの方法が考えられる。	ご指摘の内容は重要であるが、詳細な部分にわたる取り扱い方法は発展途上にあるため、「基本的な考え方」において留意点として記載した。具体的な記載項目は実務の発展によって今後、明確になっていくものと考えられる。
12			比較可能性は誰(どういう読者)にとって、何のために必要なかを明らかにされたい。	環境報告書の読者は、株主、取引先、消費者等、様々な利害関係者が想定されるとともに、それぞれの事業者の状況により、想定する主たる読者は異なっていると考えられる。また、環境報告書の利害関係者にとって、その比較容易性は、環境報告書の内容を理解し、判断するために重要な要素であると考えられる。
13			一般読者が比較検討するニーズは、定量的な項目に限られるのでは。その場合、環境会計のように定量的な項目の算出方法のガイドラインを示すことの方が有意義である。	一般読者のニーズは、定量的な項目のみに限定されるものではないと考えられる。なお、環境会計については、別途、「環境会計ガイドライン」を策定している。
14	3. 環境報告書に含まれる記載事項		注解3-1の「環境会計情報」を記載事項に追加すべき。企業が経済実体である以上、環境に関する唯一の経済情報である環境会計を外部報告しないことは重大な情報欠損と考えらる。重要で信頼に足る情報、例えば、財務会計で認識可能な環境に関連する、環境の損傷に対応する引当金繰入額、研究開発費総額、重要設備への投資額、訴訟費用額、汚染回復費用などだけでも記載すべき。	環境会計情報については、今後の実務の発展に期待するところが大きいと考えられることから、追加的記載事項とする。
15		注解3-1	作成基準ではなく審査基準で言うべき内容である。	ご指摘を踏まえて修正する。
16	4. 対象機関及び対象組織		「財務連結の範囲とは必ずしも一致しないことの明示」が必要である。連結単位という財務連結の範囲を指すが、環境報告はまだ財務連結の範囲までは来ておらず、「連結グループの一部」を対象としているのが一般的である。	本基準における連結の範囲を決定する場合は、連結財務諸表の範囲と一致するとは限らない。なお、この点を「基本的な考え方」において説明する。

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
17		注解4 - 1	対象期間は、もう少しフレキシブルなものとするべき。 例えば、隔年発行等でもよい。	本基準においては、対象期間は事業者が自ら定めるものであるが、現行実務を踏まえて一事業年度としている。
18			発行者の都合での変更は好ましくない旨を明記すべき。	実務が発展段階にあることより、現状では多くの変更事例を見られるため、本基準においては変更の理由を限定しないこととした。なお、「基本的な考え方」において変更の理由も記載することが望ましい旨を説明する。
19		注解4 - 2	「基準日後」を「基準日の翌日」に修正すべき。	ご指摘を踏まえて修正する。
20		注解4 - 2	審査後に報告書が発行されることを前提としているようであるが、制度として、環境報告書の発行後に審査を受けることもできるような運用基準とするべき。	環境報告書の審査を受けない場合も想定されるため、修正する。
21		注解4 - 3	注解4 - 4に含めるべき。	ご指摘を踏まえて修正する。
22		注解4 - 4	実質的に事業者が任意に範囲を決定できるように読めるため、「連結に当たっては、原則として、重要な環境負荷を有する子会社等をその範囲に含めなければならない」に修正すべき。	実務が発展段階にあることより、本基準においては事業者が範囲を決定できることとしている。
23			連結範囲の判断基準を明示する必要がある。また可能であれば、財務報告の範囲との差異を示すことが望まれる。	実務が発展段階にあることにより、判断基準については今後の検討課題と考えられる。
24	5．事業の概況		事業の種類や活動拠点のうち環境報告の範囲から外れている部分の明示が必要である。	ご指摘はごもっともと考えられるが、実務が発展段階にある現状では誤解を招くおそれがあるため、基準では明示しないこととしている。なお、「基本的な考え方」に留意点を記載する。
25	7．事業活動への環境配慮～		注解でもっと具体的な説明が必要である。ISOの目的目標や環境保全コストとの関係をガイドラインの記載を要約した形で注解とすることが望まれる。	実務が発展段階にあることより、詳細な内容は今後の検討課題と考えられる。

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
26	9. 環境に関する規制の遵守状況	注解9 - 1	「法規制等における重大な違反」があった場合に記載すべきという趣旨と思われるが、指導や勧告は「重大な違反」ではなく、命令や処分が「重大な違反」と考えられる。	指導や勧告も「重要な法規制等の違反の有無」に含まれると考えられる。
27	10. 事業活動に伴う環境負荷～	注解10 - 3	採用した環境パフォーマンスを変更する際には、変更の旨とその理由の開示が必要である。	ご指摘を踏まえて修正する。
28			データ品質が著しく劣るものは「推定」といった注記を付すことが望まれる。	ご指摘はごもっともと考えられるが、実務が発展段階にある現状では誤解を招くおそれがあるため、基準では明示しないこととしている。なお、「基本的な考え方」において、測定算出方法やその前提条件を記載することが望ましい旨を説明する。
29			重要と推測される環境パフォーマンスであっても、情報システムの不備によってそのデータが把握困難な場合には、その旨を注記する。	ご指摘はごもっともと考えられるが、実務が発展段階にある現状では誤解を招くおそれがあるため、基準では明示しないこととしている。なお、重要だが開示できないEPIがある場合の取扱いについて、「基本的な考え方」において説明する。
30			集計範囲等は原則として報告書全体の範囲と同じであるべきことを明示した上で、それと異なる場合には注記が必要であることを記載する。	ご指摘を踏まえて修正する。
31			集計範囲や期間、測定方法を変更した場合には、その旨と理由を記載する。	ご指摘を踏まえて修正する。
32			注解10 - 4	コンプライアンス部門の責任者への質問や顧問弁護士への確認、経営者の確認書入手を追加すべき。

環境報告書作成基準(案)に対する意見の概要及び意見に対する対応の考え方

番号	項目	指摘箇所	意見	対応の考え方
33		付表	<p>以下の項目を追加すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸送に係る環境負荷」(単位:トン-CO₂):事業活動に付随する輸送に伴うCO₂排出量の削減量・削減のあり方の例:自動車輸送から鉄道ないし海運を活用した輸送へのシフト(モーダルシフト)、低公害車の導入、輸送効率の変化度(%)、輸送効率=輸送質量/輸送によるCO₂排出量、輸送効率の変化度=当該年度の輸送効率/基準年度の輸送効率 ・グリーン購入 ・リサイクルとの関係から「副産物(有価物)」 	付表はあくまでも参考例示であり、詳細な内容は今後の検討課題と考えられる。